

## 令和7年第1回鈴鹿市地域福祉計画審議会

### 1 開催日時及び場所

令和7年10月27日(月) 13時30分～15時10分  
鈴鹿市役所本館12階1204会議室

### 2 出席者及び傍聴者

#### (1) 地域福祉計画審議会委員

齋藤委員 坂委員 水野委員 田中委員 辻委員 萩委員 廣瀬委員  
野村委員 戸口委員 太田委員 窪田委員 太田委員 樋口委員  
(欠席委員)

前川委員

#### (2) 事務局職員

江藤部長 小林次長 佐野課長 加藤G.L 榎木 伊藤

#### (3) 傍聴者

0名

### 3 議事概要

【鈴鹿市地域福祉計画審議会について (1) 審議会の位置づけについて、

(2) 会長、副会長の選出について (3) 会議の公開について】

(事務局)

- (1) 事務局から資料1に基づき、審議会委員の位置付けについて説明
- (2) 会長、副会長の選出について、会長に齋藤委員、副会長に坂委員を選出。
- (3) 資料2、資料3に基づき、会議の公開について説明。

【第3期鈴鹿市地域福祉計画について (1) 令和6年度実施状況について】

(事務局)

第3期鈴鹿市地域福祉計画令和6年度実施状況について、資料4、資料4-1に基づき、市が重点的に取組む項目を中心に説明。

第3期鈴鹿市地域福祉計画に内包する鈴鹿市再犯防止推進計画令和6年度実施

状況について、資料5に基づき説明。

(齋藤会長)

この先導的事業の重層的支援体制の整備、再犯防止策の推進、権利擁護事業につきまして最初にご意見を頂戴し、その次にその他の項目について委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

まずは、重層的な支援体制の整備についてご意見をいただきたいと思います。

どなたからでも举手をいただいてご発言いただければと思います。

なかなか資料が追いつかないというところもあるかと思いますけれども、実際に重層的支援を担当されております野村委員何かご意見はありますでしょうか。

(野村委員)

重層的支援体制がなかったときに比べると各機関の連携はとりやすくなつたと思います。

基幹型の方は地域包括の後方支援をする立場にいる機関になりますが、新体制になって包括支援センターが8つに拡大しましたが、包括支援センターに入ってくる相談事例っていうのが複合的課題を抱えている事案が非常に多くなってきています。基幹型の方に入ってくる相談も非常に増えてきていますし、なかなかひとつの包括支援センターだけでは解決しにくいと思いますので、今後もいろんな機関の方と連携をとり続けて、やっぱり事案が多くなってきていますので、皆さんのご協力をいただいて、解決に向けて取り組んでいきたいと思います。

(田中委員)

私どもの医療法人が包括支援センターを受けさせていただいていて、この重層的支援っていうのはすごく大事だと思うんですね。

それは包括支援センターだけで解決しなさいっていうのではなく、いろいろな機関と会議を何回したとか、会議を実施したと報告をいただいてて、かなり動いていただいているなというふうには実感しますが、個人情報に触れずにこういう場合にどこどこの機関が寄って1つ課題を解決して、その方にとって良い状況がつくれたとかその事例を1つ1つずつ資料で配っていただくとわかりやすいんじゃないでしょうか。

今後もっと高齢者が増えてこられるし、一人暮らしの方が很多いりますと困つてくる状況があると思うので、こんな困ったことが解決したというような事例は何かありますかね。

(水野委員)

まだ進行中ですが、うちの事例ですと今世帯数が484世帯ありますと困つてくる

方が 30 件あり、10 年先に大体高齢者の方や独居の方の人数が倍になるとデータから推計されます。

その中で一番問題なのは、身寄りの方が遠方とか、全くいないという方がそれなりに存在し、その方たちをそうすればよいのかということです。

重層的支援体制というと大袈裟ですが、民生委員と自治会、まちづくり協議会の社会福祉部や福祉部、包括支援センターひいらぎが集まり、定期的に会議を開催しています。この前に開催した会議で、年齢は 75、76 歳くらいで自宅を持ち一人暮らし、身内がいない方がいました。その方が倒れて救急車で運ばれ、最終的には亡くなられたという事案がありました。自治会も民生委員も身内がどこにいるのか知らない、市役所も包括支援センターも知らないが、警察は知っており、意識があるうちに連絡をとってもらい、亡くなられる前に親族がきてもらいましたが、親族がいない場合にはどう対応すればよかったですのか分かりませんでした。

こういう事例があったため、今後独居で一人暮らしの方だけを重点的にピックアップして、何か考えないといけないとなり、玉桜まちづくり協議会で救急医療表を作成しました。これは、ご本人の通院されている病院とか持病を持っているか、飲んでいる薬、身内の連絡先を書いた表を各家庭に作成し設置しました。

今のところ、大体 70 から 80% 程度普及しています。また、ワッペンを作成して、救急車を呼ばれた場合に、玄関にそのワッペンが貼ってある場合は、家の中で冷蔵とかに表が入っているとか、ビニール袋に入れて貼ってあるということを消防署に周知しましたので、今年になって 3 件ぐらいが助かりました。

また、今は健康であっても、いつ何どき悪くなられるか分からないということで、後見制度の周知をしております。

救急医療表を作成したのはよかったですと思います。同じような取組を他のまちづくり協議会も実施していると聞いています。

(齋藤会長)

ありがとうございます。

地域福祉計画に沿った取り組みを進めているけれども、もう 1 歩進んだ取組みを今後どんどん増えていく必要性があるだろうというところですよね。

(水野委員)

もう一つ、この前あったのは、徘徊されて行方不明になった方がいました。うちの地域には、石垣池という池があって、2 人ぐらい昔亡くなっていますので、まず探しに行って、結局石垣池にはいなかつたので、近くのコンビニのイートインスペースで見つかった。多分そういう方は 1 回やると 2 回 3 回続けてやるもので、施設に入れてもらってくださいと言ってもなかなか施設入れないとそういう問題もありますけれども。

地域だけで全部を見るっていうことは非常に難しいし、無理だと思います。だからもう少し独居高齢者の人に対して、どういう接し方をしたらいいかといったマニュアル的なものを市で作成してもらい、実際に事故とかそういうことを起こされる前に対応の仕方を作っていただくと助かります。それを配布して、特に独居高齢者の周囲の方にはそういうマニュアルを見ていただくと大分違うと思います。

(齋藤会長)

ありがとうございます。事務局お願いします。

(事務局)

先ほど田中委員からご質問いただいた具体的な事例、例えば成功事例みたいなそういうものをこの会議の場で提供してもらえないかとご提案をいただきました。毎月行う支援会議の中では個人名を出して、関係者が寄って、どういう解決手法でここまで来てこれからどうしようかっていうのは具体的なケースとしては検討されています。個人情報がかなり含まれる部分もありますので、なかなか具体例をこういう会議の場で報告するというのは難しいのですが、今後、ケース事例としてこういうふうに導けたというような部分については個人情報を伏せた状態でお見せすることも1つの方法として、これはまた次年度以降検討させていただきます。

また、水野委員よりいただきました高齢者の身寄りのない方の問題というのは非常に最近多く課題として出てきております。

多機関連携会議においても、そういう具体的なお話も、ケースとして検討されつつある中で、会議の中でも、個々のケース検討がこれから更に必要ではないかというご意見をいただいております。

この部分につきましては、高齢者部門は、長寿社会課が担当でございますので、連携を図り、相談させていただきながら進めたいというふうに思います。

(齋藤会長)

ありがとうございました。他にご意見はよろしいですかね。

(廣瀬委員)

先ほど具体的な事例をということで、実は重層的支援体制この仕組みができる少し前でするので、3年前ですかね。

私が関わっていたケースで、3世代のいろいろ問題を抱えている家庭がありました。要介護状態でケアマネさんと包括も関わっている90代のおばあさんと、その下に60代の親子ですね。お父さんががんを抱えていて、医療的な支援も必要な方で、お母さんが軽度の知的障害をもっていました。その方の30代の娘さんが、知的障害があり、

私達が支援に入らしていただいていました。

そして、この娘さんのいとこの方がですね、ひきこもりということで、非常に複雑な家庭状況です。なおかつ、このご家庭は、猫の多頭飼育で30匹ぐらいの猫がいまして、増えて増えて仕方がないということで近所からの苦情がありました。

また、あとは物をたくさん買ってしまいお金に困窮しているとか、もう様々な複雑な状況がある中、当時関わっていた支援機関がそれぞれ別々に動いていました。

これをケアマネさんと包括さん発信で、現在の暮らしサポートセンターの前身となる機関にお声かけさせていただいて、そこが中心となり、それぞれで別々に動いているところの連携をとるため、関わっている機関を全部集めて、何回か会議を重ねていきながら、例えば高齢者のお母さんに対するところはこうやってていきましょう、両親のところはこうしていきましょうという整理整頓を関係機関で話し合いながらそれに支援を行いました。その進捗を現在の暮らしサポートセンターの前身となる機関が差配して、進めました。そして、現在は、それぞれにケアマネージャーとか計画相談の人についたり、それぞれのところの問題が解決していって、必要な支援やサービスが入っていて、うまく流れていきました。

その中には、猫の多頭飼育の部分をどういうふうにしていくかっていうところも保健所に入っていただいて意見をいただくような会議も途中で持ち、そういったところもまたコントロールしていただきながら支援を進めたというところがまさにこの多機関連携の、重層的支援体制の核になる部分を感じたため、私の関わった中では成功した事例と思いましたので、田中委員から具体的な事例をとご意見が出たのでご紹介させてもらいました。

1つの家族の中で、家庭の中でたくさんある複合的な課題を抱えているところが、こちらの支援センターにも相談が結構入ってきます。その内容を見て、これはたくさんの機関が関わっていかないといけない事例、あるいは既に多機関が関わっていただいている事例など、これからどう支援していくかなっていったときに、関係機関に声をかけさせていただくことが重要になってくるというふうに思っておりますので、今回1つ事例をご紹介させていただいた次第でございます。

(斎藤会長)

ありがとうございます。

では重層的支援について他にご意見はよろしいですかね。

次に、再犯防止施策の推進について、ご意見お願いします。

(太田委員)

再犯防止となるとどうしても保護司会いう形になってしまふんですけども、再犯防止推進計画の中にもありますが、刑務所を出られた方の大体4割から5割の方が再犯して

います。その中で一番今困っているのが高齢者の方です。というのは、刑務所の中の方が衣食住がそろっている、そういう考え方の方が見えるんです。そうすると、執行猶予中に軽い犯罪を起こして、また刑務所に収監されるという方もみえます。

また、苦労して働きたくないと考える人も支援している中で一定数はいます。

一方で「治療してやり直す」と明確に意思表示する人は立ち直りやすいと感じます。

やはり本人の意識の問題で、保護司が支援する中でそこを補っているという状況です。今、行政の方にも要望を行い、色々な面で対応していただいている。

しかし、鈴鹿は県内でトップ3に入るほど支援対象者が多いという状況があります。個人情報の制約もあり、具体的な事例を詳細に共有できないですが。

また、よく数字の提示を求められますが、保護司側では保護司は支援している総数は把握していますが、再犯防止の対象者数の詳細を把握していないため、出すことはできません。再犯データを一元的に把握しているのは警察かまたは津の保護観察所になります。ですから、保護司会としては毎月大体30~40人を継続支援しており、行政の協力もあり、着実に更生、立ち直りが進む人もいます。再犯者を0にするっていうのは難しいですけれども、やはり更生していく人が1人でも増えることは、私達の1つの目標だと思っております。だからやはり一番大事なのは、衣食住ですね、施策で衣食住が全部充実すると再犯は起きないと私は思います。ただ、若年層には、「楽な仕事」を志向する傾向が強く、求人が多い職種でも敬遠されがちで、その結果、仕事が定着せずぶらぶらしてしまうケースがあり、私達が就労を勧めても、当人が動かない現状があります。

保護司会は、現在市役所別館第3の1室をお借りして活動していますけれども、活動の拠点があるというのは、ありがたいことで、拠点はもう少し増やしたいと考えています。また、近く国会で更生法の関係が議論され、支援がやりやすくなるという話を中部の代表者会議で聞いたので、期待感がある状況です。しかし、すぐに再犯の数は減らないとは思いますので、やはり再犯防止というのは、もっと保護司を増やしてやっていただきたいというのが私の希望です。

(齋藤会長)

ありがとうございました。事務局どうぞ。

(事務局)

ありがとうございます。

こちら再犯防止につきましては、委員がおっしゃっていただいたとおり、個人情報の関係であるとか、市としても再犯の方に対しての個別に支援するというような形ではないですが、広く一般の市民の皆様、お困りの皆様に対して、させていただける支援を再犯者の皆様に受けていただけるよう、支援に当たっているような状況でございます。

相談の拠点等については、再犯者のなんというかプライバシーの保護というような観点も大変重要なところと思いますので、ご相談させていただきながら検討して参りたいと思います。

(齋藤会長)

他にご意見はございますか。

では、私から 1 つご質問です。

就労と住居の確保というところで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり資料 4 の2ページのところの更生支援に向けたまちづくりの中で、実績として市営住宅の稼働率が下がっているところは、主に居住状況の確保という点で、下がっている現状について何かありますでしょうか。

(事務局)

指標の方が市営住宅の稼働率となっておりますが、鈴鹿市全体の市営住宅、公営住宅部分が老朽化を全体的にしております。老朽化すれば、その値段で入れる民間住宅との比較を、入居されたい方はされますので、民間の方が供給量が多いというところがあつて、どうしても優先的に市営住宅を選ばないというところが稼働率が悪くなっている部分に影響しているものと思われます。あとは立地の問題もあると思われます。

ここにつきましては、すべての市営住宅を新しくしていくというのはなかなか全国的には難しい流れになっておりまして、コンパクトに整理をしていくという全国的な時代の流れがございます。

ただ再犯防止に関しての視点でいきますと、やはり先ほど太田委員が言ったように出所者の方が、まず働き口、就労の部分と、それから住む部分、住居の部分についてお困りになって、さらに再犯をしてしまうというところは再犯率の高さというところに直接影響して参りますので、居住の支援と就労支援、これはハローワークさんにも、ご協力いただけるところでございますけれども、いろんな機関ですね、この対象の方をサポートするというところは、改めて先ほどの話戻ってしまいますけれども重層的支援と重なつてくるところもございますので、そこをサポートしていきたいというふうに考えております。

(齋藤会長)

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

では次に権利擁護事業についてです。

権利擁護というところで、実際成年後見の利用者数というのは、増えている状況なんですか。

(事務局)

成年後見制度につきましては、長寿社会課から社会福祉協議会様のサポートセンターへ委託させてもらっておりますので、サポートセンターに事前に実績を確認してもらっております。令和6年度につきましては、275件の相談件数がございまして、裁判所の方に手続きをさせていただいた方が3件あったと聞いております。

相談件数増加につきましては、令和6年度が275件に対して、令和7年度の上半期(1月～9月まで)に、すでに178件の相談をサポートセンターみらいさんがご対応いただいている状況ですので、相談数はかなり増加傾向にあります。

(坂委員)

ちなみに、令和5年度の相談件数が250件という情報がありますので、250から令和6年は275件に増え、多分今年度は300を超えるんだろうかというような状態であると聞いております。

(齋藤会長)

ありがとうございました。年々増加傾向ということですね。  
それはやはり市として広報とか普及啓発というところを増やしているからこういう制度が理解されている方が増えてきたっていう理解でよろしいですか。

(事務局)

各委員からも先ほどからお話ありますとおり、やはり地域での高齢化が進んできており、さらにはその身寄りのない高齢者の独居の方も含めてですね、相当程度増加してきているというところが相談件数の増加に繋がっているのではないかというふうに考えております。

(齋藤会長)

ありがとうございます。では以上が重点項目でございましたが、ここから委員の皆様にも関係性のある項目、取り組み事項についてご意見いただければと思います。  
ご専門の領域などで、これどうなのだろうというようなこととかあればご意見いただければ。

(樋口委員)

鈴鹿市にはヤングケアラーとかそういうような子どもが介護とかで学校行けなかつたりというような、一般的なテレビで報じられているような事例はありますか。私、生活学校に行っているんですけど、そちらの方で全国の生活学校の目標の中にヤングケアラーがあつたんです。

私の方もできることがあったらという思いがあるのですけど、なかなかもう情報的なものにしろ、どうすれば、要するに身近にそういうような、子どもが泣いているとか、何かあそこの子は学校に行けていないとかそういう情報をつかめば、市の方に連絡をするというそれぐらいの思いしか活動ができないですね。市の取組みとかそういうのはいかがなものかなと。

(事務局)

ヤングケアラーにつきましては、こども家庭支援課、教育支援課、健康福祉政策課が連携して取り組んでおります。ヤングケアラーという定義が、義務教育までとかではなくて、年齢的に大分幅が広いというところで、一番多い部分については、やはり学校に行っている子どもたちというところで、主となってこども家庭支援課と学校が連携しながら、そういう困難であるお子様の世帯を注視して、スクールソーシャルワーカーと連携をとりながら関わりを持って取り組んでおります。

(斎藤会長)

その他ありますでしょうか。

(戸口委員)

基本目標3の多様な主体が参加する官民協働のというところでですね、取組の柱4に、災害時に備えたまちづくりがあるんですね。

これはものすごく重要なことと思うのですが、地域づくり計画がどんどん進む中で、災害が発生したときにそのあとどうするかということで、東日本大震災のときに津波でんでんこという言葉が出ました。

ところが福祉要するに障害を持つ人はでんでんこでやると今度は置いてきぼりになっちゃいますよねというようなことを考えるとこの辺を取り組んでいかなきやいけないっていうことが1つです。

もう1つは、大体この地域は津波だろう・火災だろうかとか、家が倒壊するだろうとかということは想定されるわけですから、それに合わせてこの災害時に備えたまちづくりっていうのは、やはり想定されることを事前に予想して計画を作つておくということは非常に重要なことです。

それがあるかないかによって、復興は随分変わってくるっていうことで、要するに逃げられない人をどうするかっていう問題と、災害が起きたときに、これからどうしましょうかではなくてやはり事前に想定することを考えた上で取り組みをしていくことが重要かと思いますので、やはりこの辺が基本目標の3に、災害時に備えたまちづくりって書いてありますけれども、この辺をしっかりと考えていいかないと感じました。

(齋藤会長)

はい。ありがとうございます。

災害に備えたまちづくりというところで、資料 4 の 3 ページに取組実績がありますけれども、実績としては上がってきてている。

年間で 2500 人ぐらい増えて、ただそういう避難するっていうだけではなくて、障害を持った方とか、そいつた状況に合わせたこととか、そういうときに逃げられないからどうするかっていうことを考えていくということが必要だということですね。

(事務局)

委員からご意見いただきました、逃げられない、どうやって避難するんですかというようなお声を福祉的な視点からも私ども日々いただいております。

市の取り組みといたしましては、個別避難計画というものを、希望される方に策定していただけるように市で取組みを進めております。こちらは長寿社会課が担当になります。現在、要介護度の高い方から順にケアマネージャー等を通じて計画の策定をお願いさせていただいたりですとか、障がいの計画相談員の方にも策定をお願いし、緊急連絡先や、そいつた経路で避難する、そいつた配慮が必要なのかなど、個人の避難計画を作っています。

また、70 歳以上の独居の高齢者の方、75 歳以上ののみの世帯の方に対しては、毎年 1 回民生委員の皆様にご協力もいただきまして、こういった制度がありますけど個別避難計画を策定されてはいかがでしょうかというような周知啓発の方に回らせていただいているところです。

しかし、こちらの計画が即迅速な避難につながるかというご意見をいただきますところですけれども、まずはご自分が発災時にどういった形で逃げるのか、避難するにあたってどんなものが必要なのかなど、そいつたことを考えていただくきっかけになるところですので、引き続き取組みを進めてまいります。

(戸口委員)

どうもありがとうございます。もう 1 点聞いてもいいですか。

もう 1 点ですね、実は福祉施設の BCP 作成というのは、2024 年の 4 月までが期限だったというようなことを聞いたことがあるのですが、これに伴って実際現実はどうなんだろうというようなことですね。

作成をしていないと罰則もあったような気がするのですが、実際に災害が起きたときに使えるものになっているかどうかということが非常に重要なと思うのですが、実際問題としては、鈴鹿市の福祉施設の BCP 完成度合いというのはいかがでしょうか。

(事務局)

社会福祉施設につきましては、例えば、高齢者施設、障害施設などそれぞれ分かれていますのでBCP策定期限が2024年の4月というところまでは把握はしておりますが、所管課に確認させてもらっていないくて申し訳ないのですが、ただ所管課から、策定していないというのは聞いていないで策定をされているものと思います。

ただBCPにつきましては、1回作って終わりというよりも作り上げたものを更新していくながらよりよいものにしていくというふうに認識しておりますので、本市の防災に係る担当所管、それぞれの福祉施設の担当所管が連携させていただきながら取組みを進めてまいります。

(齋藤会長)

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

(廣瀬委員)

個別避難計画の話が出ましたので、現状を報告させていただきます。私も実はケアマネージャー、或いは計画相談の方から外れた障がい者の方に対して、ご希望のあった方に、個別避難計画を作りに個別に回らせていただいたりしています。

もうすでに私も60件ぐらい計画を作成させていただいたのですが、先ほど行政からもお話をいただいたように、これをきっかけに防災意識を高めていただくという方もいれば、意識は様々ですね。実際に海側の人を中心になんとどんな意識かなということで回らせていただいたりしております。これがなかなかですね、市から示してもらった地図通りいくと、避難できませんというようなお声もいただいたりします。

今、地図も防災危機管理課からつけていただいて、これどうですかというのを聞かせていただいたりしているのですけれど、特に津波の避難計画は、海側からは随分と離れたところまで避難するという地図のお示しがありますので、なかなかここまで行けないのでこれどうしたらいいですかとかですね逆に質問をされることもあります。

ですので、これについても、私がお聞きしているのはこれを基にして更新していくというのがあり、避難する場所を変えたいというときは、地図に避難場所などをお書きいただいてまた変えていくなど、できる限りは、ある程度その個別避難計画の実効性のあるものを作成させていただく方がいいかなあという思いがあります。現場に行って、その辺りも実際のその方たちの状況に合わせたものというのが、今回は、障害の度合い、あるいは介護の度合いが重たい人から順番に作成していくことなので、なかなかやはり、逃げれない、避難場所まで行けないっていうお声が結構聞こえてくることが多いです。できましたらその辺りも配慮というか考慮しながら作っていけるよう行政からも地図でもお示しいただけるとすごくありがたいとは思っています。

ちなみに、大雨などの場合は、浸水区域のハザードマップで示されても、例えばこれぐ

らいの浸水高さであれば、もう 2 階へ逃げてもらった方がいいですねとかそこでお話をして作成したりとかですね、チェックの入れ直しをさせていただいたりしているんですけども、個々に配慮して作成していくっていうのも大事なことということで個別避難計画のお話出たんのでご紹介をさせていただきました。

あと BCP に関しては、先ほどお話いただいたように BCP 作成義務は 2024 年 4 月までですね。

これは防災、自然災害と感染症ですね、二本立てで作らないといけないというふうになっています。

これを作らないと報酬減算になります。

1%だったか 5%だったかものによっては違うものだったと思うので作らないとペナルティが設けられていますので、一応すべての施設がもう作っているはずです。

私も地域連携推進会議という障がいのグループホームの会議で施設へ訪問をさせていただくことがあって、BCP 策定のこともどうなっていますかとか、見せていただいたり、ご紹介いただいたりして、やはり訓練ですね、実際の防災訓練とか色々なものに紐づけていけるように BCP をブラッシュアップしてくださいっていうこともお伝えはさせていただいている。

結構その辺は、非常に施設側もそういった意識が高くて、防災訓練のときに、実際の対応はどうしようとか考えている施設がたくさんありますので、特に BCP は先ほどもあつたように防災意識を高めるきっかけになっているというふうに思います。

ただ、私も所々しか聞いたことがないので市の全体的な成熟度合いとかその辺はわかりませんが、今、関わりがあって回る施設に関しては、BCP を作成して、それを訓練まで結びつけているところは少ないですが、これから検討したいと考えている施設もありました。

あとは、海側の地域の施設から少し前に地域連携推進会議への出席というお話をいただいて、出席しています。その関係で海側の自治会を 2 つ回させていただいたのですが、片方は防災意識持って、住民の方との訓練もしていますよっていうところがありましたけど、もう一方は、全然やってないっていうところもありまして、一応その施設の方と地域の方が連携して、地域の防災公園とかそういう場所で防災訓練をしていくといいんじゃないですかとお話をさせていただくんですが、そもそも地域でやっていない現状もあったりするので、そういうふうな地域への働きかけなどが今後必要かなと思います。特に海側の地域は津波のこともありますし、ここ 1 年ちょっとずっとそういう取り組みをさせていただいて、わかってきたところをお伝えできるかなと思いましたので、ちょうどいい機会でしたのでお知らせをさせていただきました。

(齋藤会長)

ありがとうございました。他にご意見はありますか。なければ、以上とさせていただきました

いと思いますが。

ないようですので、以上で本日の議題終了となります。たくさんの貴重なご意見をいただきありがとうございました。